

## 平成 29 年度 第 3 回鏡川清流保全審議会 会議録（要旨）

◇日時 平成 30 年 2 月 22 日（木）10：00 から 12：00 まで

◇場所 高知市たかじょう庁舎 6 階会議室

◇出席者

〔委員〕 兼松方彦会長， 關伸吾職務代理者， 奥村栄朗委員， 中嶋澄恵委員， 堀澤栄委員，  
松浦秀俊委員， 森下信夫委員， 吉富慎作委員  
（代理委員＝片岡榮彦代理委員（高橋徹委員）， 森下正夫代理委員（高橋英雄委員））  
－以上， 委員 10 名出席で審議会成立－  
（欠席委員＝黒笹慈幾委員， 玉里恵美子委員）

〔事務局〕 山本環境部長， 須内環境部副部長， 寺尾環境政策課長，  
高橋環境政策課長補佐， 夕部自然保護担当係長，  
依光主任， 久保主任， 宮本主査補

〔業務受託者〕（株）西日本科学技術研究所 （3名）

- ◇議題
- ① 現地調査の結果報告（株式会社西日本科学技術研究所）
  - ② アンケート調査の結果報告（株式会社西日本科学技術研究所）
  - ③ 現地視察でのアンケート結果報告
  - ④ 指定区域の区分について

### 【審議事項】

- 1 現地調査の結果，アンケート調査の結果，現地視察でのアンケート結果について（資料①②③）
- 2 指定区域の区分について（資料④⑤⑥）

### 【質疑応答】

- 1 現地調査の結果，アンケート調査の結果，現地視察でのアンケート結果について（資料①②③）

<資料②>

審議委員：川をよく知る世代と若い世代では，評価等の視点が異なると思われる。将来を担う世代が鏡川や流域についてどのように考えているかの傾向があれば把握するべきである。アンケートでは，年齢層によるクロス集計などの解析は行っているか。  
⇒まだ，行っていないので集計する。（株式会社西日本科学技術研究所）

<資料②>

審議委員：瀬・淵の自然度が低下し，川の環境は悪化している。区域の指定により，それらの環境が改善されるようにしなければならない。下流の四つの堰をどのようにカバーしていくのか検討して欲しい。

⇒上・中・下流域で特性が異なるので、それぞれ検討の視点を変える必要がある。(審議委員)

<資料②>

審議委員：現地を見た際に、川よりも周囲の森などの景観に関心が向いたので、川や水に関する意見が多かった市民アンケートとのギャップを感じた。現地を見て生活に密着した川だということがわかった。

⇒上流の環境の悪化は、人口減少や高齢化に起因する後継者の問題、日々の活動の衰退が主な原因といえる。一方でこれらの環境の変化の良し悪しの評価をどのように行うのか、いつ頃の環境と比較するのかということを検討する必要がある。(審議委員)

⇒上流域の河川環境の変化としては、道路改良工事の影響が少なからずあるといえる。(事務局)

<資料②>

審議委員：子どもが遊ばなくなったという意見が多いが、個人的にはこんなに子どもが遊んでいる川はないと思っている。実際に子どもが遊ばなくなっているとしたら、その理由は環境の変化なのか、社会の変化なのかを明確にしておく必要がある。

昨年度の計画の中で 100 年後のビジョンを示しているが、昔の鏡川の理想の状態をこの場の中でも認識できていない。区域指定の検討をするための視点を考えたときに、昔の理想とする鏡川の状態を行政、市民や次世代を担う子ども達と共有することも重要ではないか。

<資料②>

審議委員：鏡川漁協では、2年前に提言書を出しており、その中で重倉川の濁水問題や下流の堰の問題について言及している。

子どもが遊ばなくなったという意見が多いが、宗安寺や川口橋、弘瀬橋あたりでは地域の子どものみではなく、市街地からきた子どもが多く遊んでいる。そのため、トイレや路上駐車の問題が発生している。

台風 21 号によって、上流では倒木が多数発生しているが、今後どのような対策を講じるのか。

⇒鏡地域振興課を中心に対策を検討中である。(事務局)

⇒高知県でも対策を検討中である。ただし、風倒木の処理は通常の伐採と比べて、安全的な配慮が必要であるため、時間がかかる。(審議委員)

<資料②>

審議委員：被害が大きく、人手不足もあるため徐々にやっていくしかない。市街地から遊びに来た人のマナーの問題、人が減少して山が荒れるという問題は簡単に解決できない。今後は行

政の取組も必要ではないか。

<資料②>

審議委員：アンケートの回収率は鏡川に対する市民の関心度を示しているのかもしれない。地域住民は定期的に活動していたり、アンケートを見ても自分たちができることはやろうと思っている人も多く、大事にしようとする意思が見える。

### 【質疑応答】

#### 2 指定区域の区分について（資料④⑤⑥）

<資料④⑤>

審議委員：指導等を行っても、実際に守られるのか、どの程度実効性があるのか疑問。これまでの経験からいうと、濁水の改善の指導をしても対策を講じない業者も散見され、配慮されていない場合もある。また、公表の手段がホームページでの公表となっているが、どれくらいの市民が関心を持ってホームページを見ているのか、疑問がある。

⇒指導に従わない施工者に対しての罰則規定の導入は難しく、配慮の徹底には限界がある。

新たに公表することを加えた一番の狙いは、事前に事業概要を把握し、地元住民の代表に知らせるなど地元住民に周知し共有すること。（事務局）

⇒市民に知らせることができるようになるのは、制度の成果である。これに効果を生み出す制度という視点からの検討も重要である。（審議委員）

<資料④>

審議委員：自然環境保全区域の定義文に環境の維持だけでなく、復元・再生・改善すべき場所も指定する旨を盛り込んで欲しい。

<資料④>

審議委員：鏡川流域は高知市の近傍にありながら、優れた環境や景観が残されている。

規制を強化するためには、市民の関心を高めることが重要だと考える。地元の活性化に資する人を育てるような活動や旧高知市の人が来るような活動を支援するような仕組みが必要だろう。

<資料④>

審議委員：景観形成区域と規制の関係において地域にとって指定によるメリットやデメリットの整理が必要だろう。事例として、棚田の維持では後継者の問題があるが、県内の大学との連携も各地で行われている。いずれも遠いところにあるため、学生にとっての負担が大きいことも事実。鏡川流域は大学から近いこともあり、密な関係を築ける可能性があり、学生にとってもメリットが大きいことから大学との連携も検討するとよい。大豊町では、共培養システムとして水田で稲作を行いながらニシキゴイの飼育を試みている。ニシキ

ゴイは販売して，副収入となる。

<資料④>

審議委員：区域指定による地域のメリット・デメリットを整理してみてもどうか。